

## (ユニット型)なごみ三清荘ショートステイ 料金表

※空床利用含む

利用料金の目安は、下記の

「①基本料金」+「②居住費・食費」+「③共通加算」+「④該当加算」でご確認ください。

※1単位は 10.33円 となり、表記の金額は自己負担額1割で計算しています。

※自己負担額が、2~3割負担の方は、下記料金が、それぞれ2~3倍となります。

## ①基本料金(介護予防)

| 要介護度(介護予防)  |      | 要支援1  | 要支援2  |
|-------------|------|-------|-------|
| 単位          |      | 529単位 | 656単位 |
| 基本料金(日額)    |      | 546円  | 677円  |
| 連続して31日以上利用 | 31日~ | 503単位 | 623単位 |

## ①基本料金

| 要介護度             |        | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5   |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 単位               |        | 704単位 | 772単位 | 847単位 | 918単位 | 987単位  |
| 基本料金(日額)         |        | 727円  | 797円  | 874円  | 948円  | 1,019円 |
| 長期利用者減算 単位<br>※1 | 31~60日 | 674単位 | 742単位 | 817単位 | 888単位 | 957単位  |
|                  | 61日以降  | 670単位 | 740単位 | 815単位 | 886単位 | 955単位  |

## ②居住費・食費

| 利用者負担段階       |  | 居住費<br>日額 | 食費<br>日額 | 居住費+食費<br>日額 |
|---------------|--|-----------|----------|--------------|
| 第1段階          | 本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者  | 880円      | 300円     | 1,180円       |
| 第2段階          | 年金収入等80万円以下かつ、預貯金単身650万円・夫婦1,650万円       | 880円      | 600円     | 1,480円       |
| 第3段階①         | 年金収入等80万円超120万円以下かつ、預貯金単身550万円・夫婦1,550万円 | 1,370円    | 1,000円   | 2,370円       |
| 第3段階②         | 年金収入等120万円超かつ、預貯金単身500万円・夫婦1,500万円       | 1,370円    | 1,300円   | 2,670円       |
| 第4段階<br>【基準額】 | その他                                      | 2,066円    | 1,445円   | 3,511円       |

## 介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所(ショートステイ)を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。

詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

### ③体制加算:基本料金に共通して加算される費用の一例

| 加算項目           | 内容                                     | 単位数            | 日額  |
|----------------|--|----------------|-----|
| 機能訓練体制加算       | 常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合                    | 12単位           | 12円 |
| 看護体制加算(Ⅰ)      | 常勤の看護師を1名以上配置している                      | 4単位            | 4円  |
| 看護体制加算(Ⅱ)      | 置くべき看護職員の数を上回っている                      | 8単位            | 8円  |
| サービス提供体制加算(Ⅰ)  | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合など      | 22単位           | 22円 |
| サービス提供体制加算(Ⅱ)  | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合など      | 18単位           | 18円 |
| サービス提供体制加算(Ⅲ)  | 常勤職員の割合が75%以上など                        | 6単位            | 6円  |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ)    | 施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る                  | 18単位           | 18円 |
| 介護職等員処遇改善加算(Ⅰ) | 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に14.0%を乗じた単位数/月 |                |     |
| 介護職等員処遇改善加算(Ⅱ) | 〃                                      | 13.6%を乗じた単位数/月 |     |
| 介護職等員処遇改善加算(Ⅲ) | 〃                                      | 11.3%を乗じた単位数/月 |     |
| 介護職等員処遇改善加算(Ⅳ) | 〃                                      | 9.0%を乗じた単位数/月  |     |

### ④該当加算:基本料金に該当者のみ加算される費用の一例

| 加算項目       | 内容等  | 単位    | 日額   |
|------------|--|-------|------|
| 利用者送迎加算    | 利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます /回   | 184単位 | 190円 |
| 緊急短期入所受入加算 | 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日を限度として算定します(やむを得ない事情がある場合は、14日を限度とします) /日 | 90単位  | 92円  |
| 療養食加算      | 病養食の提供 /食(1日3回を限度)   | 8単位   | 8円   |
| 個別機能訓練加算   | 個別に計画的に機能訓練を行った場合 /日   | 56単位  | 57円  |
| 口腔連携強化加算   | 歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行う/月                                    | 50単位  | 51円  |
| 看取り連携体制加算  | 看取り期に看護職員との連携によりサービス提供を行った場合に算定されます(7日を限度)/日   | 64単位  | 66円  |
| 長期利用減算     | 継続して長期利用(31日以上)する場合(31日~60日) 61日目~基本料別 /日 ※1参照   | -30単位 | -30円 |

### 日額(1日)利用料目安「①基本料金+②居住費・食費」

| 負担限度額段階 | 要支援1   | 要支援2   | 要介護1   | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1段階     | 1,726円 | 1,857円 | 1,907円 | 1,977円 | 2,054円 | 2,128円 | 2,199円 |
| 2段階     | 2,026円 | 2,157円 | 2,207円 | 2,277円 | 2,354円 | 2,428円 | 2,499円 |
| 3段階①    | 2,916円 | 3,047円 | 3,097円 | 3,167円 | 3,244円 | 3,318円 | 3,389円 |
| 3段階②    | 3,216円 | 3,347円 | 3,397円 | 3,467円 | 3,544円 | 3,618円 | 3,689円 |
| 4段階     | 4,057円 | 4,188円 | 4,238円 | 4,308円 | 4,385円 | 4,459円 | 4,530円 |

その他、③共通加算と④該当加算が必要となります。

利用料金は目安となっています。加算の追加、法改正や経済事情により変更になることがありますのでご注意ください。

不明な点がありましたら、下記までお問合せください。